

2014年(平成26年)9月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁, 建築主事等の事務に関することに係るコンピュータ処理について(答申)

2014年(平成26年)9月2日付けで諮問(第676号)された建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁, 建築主事等の事務に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は, 次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 事務の概要

現在, 建築指導課及び開発業務課において導入しているGISシステム(以下「現行システム」という。)には, 「建築確認位置情報」, 「建築基準法道路情報」, 「建築計画概要書情報」及び「開発登録簿情報」が保管されている。

(ア) 建築確認位置情報

建築確認位置情報とは, 確認申請の敷地位置を示したものである。確認申請とは, 「建築基準法第6条及び第6条の2」の規定により執行されている手続きであり, 建築物等を建築しようとする場合, 事前にその計画が建築基準関係規定に適合するものであるかについて, 建築主事又は, 国若しくは県が指定した指定確認検査機関の確認を受けるものである。

(イ) 建築基準法道路情報

建築基準法道路情報とは, 藤沢市内の「建築基準法第42条」の規定にある「道路」の位置及び種別を示したものである。また建築

基準法道路情報には、藤沢市が道路の種別の判定に使用した道路調査調書や道路の指定を行った際の道路位置指定申請書が含まれている。

建築物を建築しようとする敷地は、この「道路」に接している必要がある。

(ウ) 建築計画概要書情報

建築計画概要書情報とは、確認申請の際に提出される建築計画概要書の情報である。

建築計画概要書とは、建築計画の概要が記載されているものである。建築計画概要書の閲覧・交付（以下「閲覧等」という。）については、「建築基準法第93条の2及び建築基準法施行規則第11条の4」の規定により業務を行っている。

(I) 開発登録簿情報

開発登録簿情報とは、都市計画法に基づく開発許可の位置及び内容を示したものである。

開発登録簿とは、開発許可に関する情報を取りまとめたもので、調書及び図面で構成されている。開発登録簿の閲覧等については、都市計画法第47条の規定により業務を行っている。

建築指導課では、上記の(ア)、(イ)及び(ウ)の情報を使用して、確認申請及び道路位置指定の審査、確認及び承認・指定、検査、建築確認等申請台帳及び建築計画概要書並びに道路位置指定申請書の調製等、一連の業務を行っている。現行システムのコンピュータ処理については、答申第34号で承認されたものである。

また、開発業務課では、上記の(I)の情報を使用して業務を行っており、現行システムのコンピュータ処理については、答申第356号で承認されたものである。なお、平成19年に当初のコンピュータシステムから現行のGISシステムに更新しているが、この際に、個人情報保護制度運営審議会に諮問していない。

イ 諮問に至った経緯及び理由

現行システムのリース契約満了に伴い、来庁者の利便性向上、閲覧等にかかる時間の短縮、事務執行の効率化を図ることを目的として、新たなGISシステム（以下「新システム」という。）に更新することとした。

新システムについては、公募型プロポーザルで選定した開発事業者のシステムを導入する。また、開発事業者は、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している。

新システムの導入にあたっては、現行システムから電子データを抽出し、新システム用に変換を行った後に、新システムへデータを移行する。また、新規に2つのことを行う。ひとつは、建築計画概要書の閲覧等を迅速化するためにシステムを改善することであり、もうひとつは、平成20年度以降の道路調査調書及び道路位置指定

申請書（いずれも紙文書）を電子データ化し，新システム内に取り込むことである。

電子データには位置情報が含まれており，現行システムに保管されているデータは，東日本大震災前の古い位置情報において整備されている。この位置情報を最新の位置情報に変換する作業が必要となるが，本市では変換作業ができないため，本市から新システムの開発事業者から電子データの貸し出し，変換作業を行わせる。変換された電子データは，新システムに取り込んだ状態で，開発事業者から本市に納品，返却される。

このことから，藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条に規定されたコンピュータ処理を行うことについて，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

現在の建築計画概要書の閲覧等の事務の流れについては，職員立ち合いのもと，申請年度毎（5年度毎）に調製された地図台帳より確認申請の受付番号を特定し，該当する建築計画概要書を職員がプリントアウトした後に，閲覧等を行っている。来庁者が申請年度を把握している場合は，1冊の地図台帳より抽出できるが，申請年度が不明な場合や，増築等，同じ場所で複数の申請がされている場合は，10冊ある地図台帳をすべて確認し，確認申請の受付番号を特定している。建築計画概要書の閲覧等の件数は，年間7400件程度であり，1日あたり30件程度となっている。1件に費やす時間は10分から15分程度であり，最長で30分程度となることもあり，かなりの事務負担となっている。

また，来庁者が列になって待つケースも多々あり，ご意見をいただく場合もある。こうした状況を鑑みて，来庁者自らが操作できるタッチパネル方式のコンピュータを窓口で2台設置し，セルフ方式で閲覧等が行えるようにし，来庁者の利便性向上，閲覧等に掛かる時間の短縮，事務執行の効率化を図る。

(2) コンピュータ処理の必要性

ア 建築計画概要書の閲覧・交付に係る，来庁者の利便性向上，閲覧等に掛かる時間の短縮及び事務負担の軽減を図るため，より操作性，機能性，安全性の高いシステムを導入する必要がある。

イ 建築指導課内に保管されている，紙ベースの道路調査調書の資料については2,870件程度，道路位置指定申請書の資料については1,270件程度が保管されている。保管スペースが無い状態であり，電子データ化による省スペース化を図る必要がある。

(3) コンピュータ処理する個人情報

ア 建築計画概要書

建築主の氏名，印影，住所，電話番号，代理者の氏名，設計者の氏名，建築設備の設計に関し意見を聴いた者の氏名，工事監理者の氏名，工事施工者の氏名

建築計画概要書は，様式の変更が行われたこともあり，記載されて

いる個人情報に申請時期により違いがある。

昭和46年度から平成4年度までの様式 別紙コのとおり

平成5年度から平成17年度までの様式 別紙サのとおり

平成18年度以降の様式 別紙工のとおり

当課では、法的義務はないが、平成17年度以前の建築計画概要書については、平成18年度以降の様式にならば、建築主の電話番号と印影の部分にマスキングを施して、閲覧等の用に供している。

今回のコンピュータの処理についても同様で、予め建築主の電話番号と印影の部分にマスキングを施したデータを調製・保管し、閲覧等の用に供する。

イ 道路調査調書

相談者の氏名、住所、電話番号、代理人の氏名、住所、電話番号、権利関係者の氏名、住所、印影

ウ 道路位置指定申請書

築造主の氏名、住所、電話番号、印影、設計者の氏名、代理人の氏名、権利関係者の氏名、住所、印影

(4) コンピュータ処理の効果について

ア 来庁者の利便性の向上

来庁者自らが、窓口を設置されたタッチパネル方式のコンピュータにおいて、住所検索、地図検索、最寄りの公共施設検索を行い、場所を特定することができる。その場所をタッチすることにより、建築履歴の一覧が表示されるため、複数の地図台帳を開く手間が省ける。

イ 閲覧等に掛かる時間の短縮

必要な建築計画概要書を画面上で確認し、課金装置にコピー代を投入、印刷ボタンを押せば、発行完了である。1件あたり2～3分程度で済む予定である。

ウ 事務執行の効率化

現在、閲覧等の請求があった場合、地図台帳による場所や建築時期の確認、印刷、料金徴収及び交付までのすべての作業を職員が行っており、他の事務処理が滞っている状態であるが、セルフ方式になることによって、事務改善が図られる。

(5) コンピュータ処理の安全対策について

ア このシステムは、現行システムと同様に、庁内LANの一部を使用するものであり、外部接続の設定は行わない。

イ ウィルス対策として、各コンピュータにウィルスバスターコーポレートエディションを導入する。

ウ 情報が保存されるGISサーバは、通常時施錠されているサーバ室に保管する。

エ このシステムに接続されているコンピュータは、すべてワイヤロックをかける。

オ システム起動時に、ユーザー名とパスワードの入力が必要であり、ユーザー管理（権限設定等）を行う。

- カ データの更新等編集作業は、課内に設置される管理用コンピュータでのみ行えるようにし、窓口に設置するコンピュータは、閲覧機能のみの設定とする。
- キ バックアップ体制を確保し、万一のサーバトラブルにおいても中断することなくサービスを継続できるものとする。
- ク 紙文書の電子データ化については、本市建築指導課内において行う。開発事業者が本市にスキャナ、コンピュータを持ち込み、本市所有のパスワードロック付きNAS（外部記憶装置）に保存する。
- ケ パスワードロック付きNAS（外部記憶装置）は、データの保存と同時に暗号化が実施されるものである。パスワードを入力しない限り、復号化は行われぬ。
- コ データの貸し出しは直接手渡しにより行い、本市に借用書を提出させ、所在を明らかにするとともに紛失や破損が生じないように努めさせ、鍵付きセキュリティBOXに格納して運搬させる。
- サ 開発事業者社内のIDカード入館による管理を施した作業室内でデータの復号化を行わせ、個人情報への漏えい防止、本業務以外の目的外利用の禁止、第三者への情報提供を行わないことを厳守させ、変換作業を行わせる。
- シ 作業については、最新のウィルス対策が施された専用のコンピュータ又はインターネットとの接続がないコンピュータのみで行い、パスワードを設定し、予め指定した者のみに作業を行わせる。
- ス データについては、管理責任者を定めさせ、開発事業者社内のIDカード入館による管理を施した作業室内の保管庫で保管及び管理を行う。
- セ データの返却は、業務終了後、速やかに行わせる。また、コンピュータのハードディスク内のデータについては消去し、データ廃棄証明書を本市に提出させる。
- ソ 不要なメディア、機器を廃棄する場合は、復旧できないよう処理し、廃棄証明書を本市に提出させる。
- タ システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守する。

(6) 実施時期

システム導入 2014年12月1日

窓口運用開始 2015年4月1日

(7) 提出書類

- ア 道路調査調書（道路相談カード，道路調査報告書）
- イ 道路位置指定申請書（申請書，承諾書，図面）
- ウ 建築基準法及び建築基準法施行規則（抜粋）
- エ 建築計画概要書
- オ 都市計画法抜粋

- カ 開発登録簿調書
- キ 開発登録簿図面
- ク システムの構成
- ケ 閲覧等の事務の流れについて
- コ 建築計画概要書（S46～H4の様式）
- サ 建築計画概要書（H5～H17の様式）
- シ 開発事業者のデータ管理体制
- ス 公募型プロポーザル仕様書
- セ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

なお、平成19年にGISシステムへの更新を行う際に、実施機関は条例第18条に基づき、当審議会の意見を聴くべきであった。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

建築計画概要書の閲覧・交付に係る、来庁者の利便性向上、閲覧等にかかる時間の短縮及び事務負担の軽減を図るため、より操作性、機能性、安全性の高いシステムを導入する必要がある。

建築指導課内には紙ベースの道路調査調書の資料については2,870件程度、道路位置指定申請書の資料については1,270件程度が保管されているが、保管スペースが無い状態であり、電子データ化による省スペース化を図る必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が説明要旨(5)アからタにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 実施機関の安全対策

(ア) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ア

(イ) コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置 イ、

(ウ) データ媒体の紛失を防ぐための措置 コ

(エ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセス出来ないようにするための措置 ウ、オ、カ、ク、ケ

(オ) その他、実施機関の安全対策を高めるための措置 エ、キ

イ 委託業者の安全対策

(ア) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 サ、ス

(イ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 シ

(ウ) コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置 シ

(I) 利用後にデータを確実に消去するための措置 セ, ソ

(オ) データ媒体の紛失を防ぐための措置 コ

(カ) その他, 委託業者の安全対策を高めるための措置 サ

以上, システムの運用や作業の中で, 個人情報を取り扱う場合において, 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」, 「藤沢市情報セキュリティポリシー」, 「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」, 「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守する。

以上のことから判断すると, 安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより, コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上

